

くらしの情報

グリーン化税制

自動車税の

について

グリーン化税制とは？

グリーン化税制とは、地方税における自動車環境対策として、自動車税について、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は、税率を軽減(軽課)し、新車新規登録から一定の年数を経過した環境負荷の大きい自動車は、税率を上乗せ(重課)する特例措置です。

平成 26 年度税制改正において、次のとおり改正されました。

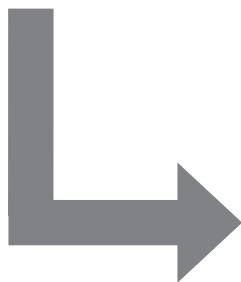
■軽課対象（環境負荷の小さい自動車に対する軽課）

平成 24 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日に新車新規登録を受けた自動車

対象自動車	内容（取得の翌年度のみ）
<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 一定の天然ガス車 プラグインハイブリッド自動車 平成 27 年度燃費基準 + 20% 達成車※ 平成 27 年度燃費基準 + 10% 達成車※ 	税率を概ね 50% 軽減
<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度燃費基準達成車※ 	税率を概ね 25% 軽減



平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日に新車新規登録を受けた自動車



対象自動車	内容（取得の翌年度のみ）
<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 一定の天然ガス車 クリーンディーゼル乗用車 プラグインハイブリッド自動車 平成 27 年度燃費基準 + 20% 達成車※ (平成 32 年度燃費基準達成) 	税率を概ね 75% 軽減
<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度燃費基準 + 20% 達成車※ (平成 32 年度燃費基準未達成) 平成 27 年度燃費基準 + 10% 達成者 	税率を概ね 50% 軽減

※一定の低排出ガス車に限る

■重課対象（環境負荷の大きい自動車）

対象自動車	課税年度	内容
<ul style="list-style-type: none"> 賦課期日（4月1日）現在、新車新規登録から13年以上経過したガソリン車・LPG車 	平成 26 年度	税率を概ね 10% 上乗せ
	平成 27 年度	税率を概ね 15% 上乗せ
<ul style="list-style-type: none"> 賦課期日（4月1日）現在、新車新規登録から11年以上経過したディーゼル車 	平成 28 年度	

※電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、一般乗合用バス、被けん引自動車及びガソリンを燃料とするハイブリッド自動車については、重課の対象外となります。

※バス（一般乗合用を除く）、トラック（被けん引自動車を除く）及び霊きゅう車については、平成 27 年度以降も税率を概ね 10% 上乗せのまま据え置きとなります。

詳しくは、道税ホームページをご覧ください。札幌道税事務所自動車税部までお問い合わせください。

○問合せ先／札幌道税事務所自動車税部自動車税課

☎ 011 - 746 - 1190 HP <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/index.htm>

